

著作権法は生成 AI 時代に対応できるのか

—模索する米国から何を学ぶか—

○氏名 城所岩生、Iwao KIDOKORO

Keywords : 生成 AI、著作権侵害訴訟、ベルヌ条約、著作権登録制度、議会著作権局

1 目的

本研究の目的は、生成 AI の登場以来、かつてない試練に立たされている著作権について、生成 AI に対する著作権侵害訴訟が頻発している米国の動向をフォローすることにより、日本法への示唆を行うことにある。

2 方法

本研究の調査・分析方法は、日本語文献については出版物の文献調査、英語文献については法律情報データベースの文献調査による。

3 結果

調査・分析の結果、以下の事実が判明した。

米国では生成 AI の登場以来、著作権侵害訴訟が相次いでいるが、判決はまだ 1 件しか出ていない。米国はもともと著作権の発生に著作権表示や登録を必要とする方式主義を採用していたが、無方式主義を採用する「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」に加盟するために 1988 年に著作権法を改正した。改正により登録を著作権侵害訴訟の要件から外したが、米国の著作物については登録を訴訟要件として残した。訴訟社会の米国で大きなインセンティブとなる提訴の要件とすることで登録制度を維持した。

登録を受け付ける合衆国著作権局には多くの申請が寄せられていて、著作権局の判断も次々と出されている。著作権局は AI 技術がもたらす著作権法および政策上の課題を調査するイニシアティブを立ち上げ、報告書第 1 部を 2024 年 7 月に、第 2 部を 2025 年 1 月に発表した。

日本にも著作権登録制度はあるが、米国のように著作物の創作自体を登録する仕組みではなく、登録できる項目が限られている。このため、著作権譲渡などの確認が難しく、2006 年には音楽プロデューサー小室哲哉が著作権詐欺事件を起こした。これを受け、登録制度の拡充が提案されたが、実現には至らなかった。

4 結論

AI 技術の進展により、著作権の取引が活発化し、取引安全の要請も大きくなっている。大量の著作物について取引安全のための公示を確保するには、登録制度を早急に整備する必要がある。

【主要参考文献】

総務省「ユビキタスネット社会の制度問題検討会報告書」別添「ユビキタスネット時代に向けての現実的な著作権制度の整備のために（試案）」(2006), 福井建策・北澤尚登, 著作権登録の実務的研究—登録制度は使えるのか/どう使うべきか/どう改善すべきか—, 知財管理, Vol. 60 No. 2 (2010), p214. 著作権法はどこへ行くのか 活版印刷からクラウドへ、ポール・ゴールドスタイン著, 大島義則ほか訳 勁草書房(2024)